



# ご存じですか？ 自転車の歩道通行ルール



2026年4月1日から青切符による自転車の取締りが始まります！

自転車は車道通行が原則ですが、次のような道路標識・道路標示がある歩道は、普通自転車で通行することができます。



「普通自転車歩道通行可」  
の道路標識・道路標示

この標識標示がある歩道は、例外的に自転車で通ることができます。

ただし、どんな走り方でもいいわけではありません。



## 歩道を通行する時のルール（原則）

### ① 通行できるのは**普通自転車だけ**

車体の大きさが長さ190cm、幅60cmを超えないなどの一定の基準を満たすもの

※タンデム自転車や牽引自転車等はダメ

### ② **車道寄り**を通行

歩道の中央から車道寄りの部分を通行してください

### ③ 通行する速度は**徐行**

徐行とは、すぐに止まれる速度のことです

### ④ **歩行者を優先**

歩行者の通行を妨げそうなときは、必ず「一時停止」してください

※ベルを鳴らして避けてもらうのはダメ

上記①～④に違反した場合

※2026年4月1日から

①, ②：通行区分違反（反則金 6,000円）

③, ④：歩道徐行等義務違反（反則金 3,000円）

また、道路標識・道路標示がない歩道でも、次のようなときは、普通自転車で通行することができます。

## このような方が運転するとき

70歳以上の方



一定の身体障害を有する方



13歳未満の方



## やむを得ないと認められるとき

道路工事や連続した駐車車両等のため車道の左側を通行することが難しいとき



著しく自動車の交通量が多い、車道の幅が狭いなど、通行すると事故の危険があるとき



子どもや高齢者は、無理して車道を走らないで！

